川越市総合評価方式実施ガイドライン

Ver.10

令和5年3月 (令和5年4月以降に公告する案件に適用)

川越市

目 次

1	総合評価ク丸の栓桿・息義	7
2	総合評価方式の実施方針	2
3	総合評価方式のタイプ	3
(1) (2) (3)	簡易型 技術提案型Aタイプ 技術提案型Bタイプ	3
4	標準的実施手順(一般競争入札·事後審查型)	4
5	評価項目及び配点等の基本的な考え方	5
(1) (2) (3)	評価項目の選定 配点等 加算点または技術評価点の上限値	5 5
6	評価項目の審査・評価	
(1) (2) (3) (4)	評価項目の対象及び評価点の配点表 技術提案の審査・評価 企業の技術力の審査・評価 配置予定技術者の技術力の審査・評価	7 11
7	提出を求める技術資料の内容の明示	20
8	技術評価	20
(1) (2) (3) (4)	技術資料の記載事項の確認 評価値の算出 不適正な事項に対する措置 評価値の決定	20 21
9	落札候補者の決定方法等	21
(1) (2) (3)	落札候補者の決定 評価値の最も高い者が2者以上ある場合 配置予定技術者の配置不可通知	22
10	履行確認	22
11	技術資料の内容の不履行及び虚偽記載に対する措置	22
(1) (2)	技術資料の内容の不履行 技術資料の虚偽記載	22 22
12	中立かつ公正な評価の確保(学識経験者の意見聴取)	23
13	総合評価方式に係る公表等	23
(1) (2)	技術提案に関する機密の保持 情報提供	

用語の定義

/ J J J J J J J J J J J J J J J J J J J	
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標 原則、この値の最も高い者を落札者とする。
除算方式	評価値の算定方法 技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する。
加算方式	評価値の算定方法 価格評価点に技術評価点を加算して、評価値を算出する。
技術評価点	価格以外の要素を点数化した値 除算方式では標準点と加算点の合計値
標準点	除算方式において入札説明書等に記載された要求要件を満 足する場合に与える点数(100点)
加算点	除算方式において評価項目に対して、各競争参加者の技術力 等に応じて付与される点数
価格評価点	加算方式において入札価格を点数化した値
過去〇〇年度間	前年度から〇〇年度間
建築工事等	建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する 建築関係工事のこと

川越市総合評価方式実施ガイドライン

1 総合評価方式の経緯・意義

経緯

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」という。)が、平成17年4月1日に施行された(令和元年6月14日改正)。

品確法の基本理念において、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げている。

これを受けて、川越市では、平成19年度から総合評価方式による入札を実施している。

意義

総合評価方式は、価格と価格以外の要素(施工経験、工事成績、技術提案等)を 総合的に評価し、それらを数値化した値が最も高い者を落札(候補)者とする入札 方式である。

この方式を適用し、施工能力の高い者が工事を施工することで、工事品質の確保 や向上が図られ、工事目的物の性能向上、長寿命化、維持管理費の縮減、施工不良 の未然防止等が図られる。その結果、総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境 対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在及び将 来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、価格以外の多様な要素の競争を行うことにより、建設業者の能力の向上や入札時の談合防止にもつながることが期待されている。

2 総合評価方式の実施方針

総合評価方式は、基本的には全ての工事に採用することができるが、受発注者双 方にとって事務量及び入札期間の増大といった課題があることから、より総合評価 に適した工事を選定する必要がある。

一方、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが、受注者にとって高い評価となり、その結果「次の仕事」へとつながる「良い循環」を生むといった効果が期待できる。

むろん、発注者にとっても「良い仕事」、つまり価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることは、現在かつ将来的にも利益がもたらされることが期待できる。

そこで、いかにこの「良い循環」を維持することが出来るかが、総合評価方式の 運用にあたり重要である。

総合評価方式は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約により、価格に応じた品質を確保することが求められることから、一般競争入札で実施する工事のうち設計金額にとらわれることなく、工事内容により、総合評価方式に相応しい工事に対して実施する。

ただし、事務手続による入札手続期間の長期化等があることを踏まえ、工期や関係機関等との事前協議を考慮した上で対象工事を選定するものとする。

3 総合評価方式のタイプ

工事の特性(規模、技術的工夫の余地)・課題等に応じて簡易型、技術提案型Aタイプ、技術提案型Bタイプのいずれかのタイプを発注者が選択する。

(1) 簡易型

工事内容について、技術的な工夫や施工管理上の工夫をする余地の少ない工事 に適用する。

類似工事の経験、工事成績等の必須評価項目の技術資料と合わせて、技術者の 資格、表彰等の技術提案を伴わない簡易な選択評価項目についても技術資料の提 出を求め、その技術資料の評価と価格による総合評価を行う。

(2) 技術提案型Aタイプ

工事内容について、定性的な技術提案を求める工事に適用する。

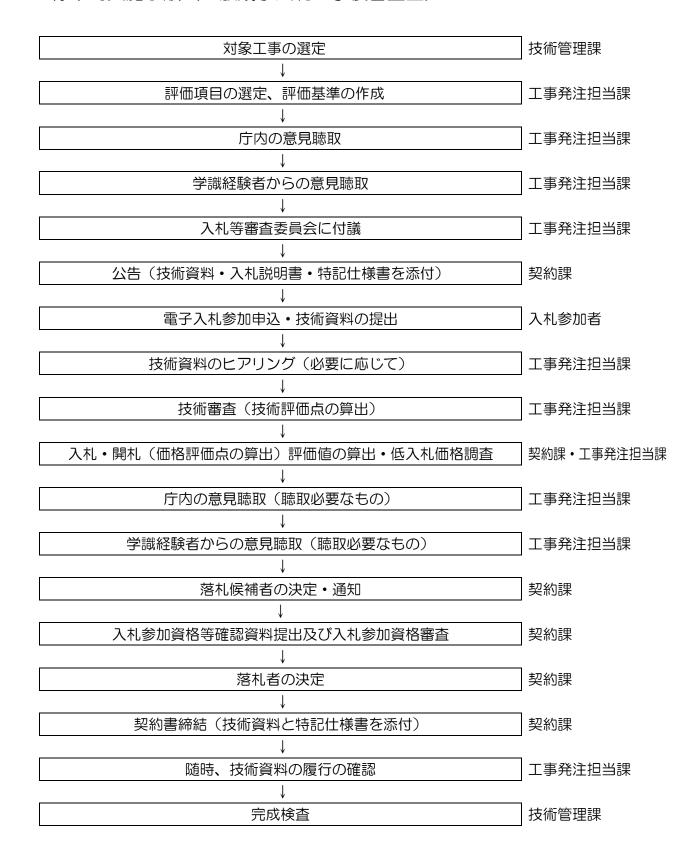
簡易型の技術資料のほか、施工管理、工程管理、品質管理、安全管理等の各項目に対し、記述式の技術提案資料の提出を求め、その技術提案の評価と価格による総合評価を行う。

(3) 技術提案型Bタイプ

工事内容について、定量的な技術提案を求める工事に適用する。

簡易型の技術資料のほか、工事目的物の耐久性向上(何%)、騒音の低減量(何dB)、工期短縮日数(何日)等の工事目的物の性能向上や社会的要請事項に関し、数値で示した技術提案資料の提出を求め、その技術提案の評価と価格による総合評価を行う。

4 標準的実施手順(一般競争入札•事後審査型)



5 評価項目、配点等の基本的な考え方

(1) 評価項目の選定

評価項目は、簡易型又は技術提案型のそれぞれに示す必須評価項目のほか、選 択評価項目についても工事の内容等により適宜選択する。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目(評価基準含む)を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差異が生じない項目(一般競争入札等で入札参加条件が評価項目の内容と同一のときなど)や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な項目などについては適宜削除できるものとする。この場合、学識経験者に意見を聴くものとする。

(2) 配点等

配点は、本ガイドラインに記載した配点を標準とする。

ただし、工事の特性・内容によっては配点の変更ができるものとする。その場合は、その評価項目が持つ価値に充分留意し、得られる価値が必要以上に高いものや低いものにならないように設定する。この場合、学識経験者に意見を聴くものとする。

(3) 加算点又は技術評価点の上限値

加算点又は技術評価点の上限値は下表のとおりとする。

タイプ	上限値
簡易型	20点
技術提案型Aタイプ	25点
技術提案型Bタイプ	30点

したがって、満点(採用した項目の合計点。ただし減点項目を除く)が上限値 を超えている場合は、満点が上限値となるように補正を行う。

※ 本ガイドラインと入札公告時に公開する入札説明書の記載内容が一致しない場合は、入札説明書の記載内容を優先するものとする。

6 評価項目の審査・評価

(1) 評価項目の対象及び評価点の配点表

◎:必須項目、○:選択項目、一:適用外

項目	評価項目	ガイドライン	技術提案型	技術提案型	簡易型	備考
- 現日		における配点	Aタイプ	Bタイプ	间勿至	佣气
技	A 定性的技術提案					
技術提案	A1 工程管理の適切性	5点	0	0	_	技術提案型A
旋 室	A2 品質管理の適切性	5点	0	0		タイプ
*	A3 安全管理の適切性	5点	0	0	_	1 項目以上選択
	A4 発注者が指定した課題への対応の的確性	5点	0	0	_	37.
	B 定量的技術提案					+4:40
	B1 技術提案	6点	_	0		技術提案型B タイプ
	B2 技術提案を実現するための方法	4点		0	_	必須項目
	C 配置予定技術者の技術能力(ヒアリングの項目))				
	C1 技術者の専門技術力	1点	0	0	_	ヒアリング
	C2 当該工事の理解度・取組姿勢	1点	0	0	_	項目
	C3 技術者の対応能力	1 点	0	0	_	<u> </u>
企	D 企業の技術能力					
業	D1 工事成績評定	2点	0	0	0	どちらか1
技	D2 施工実績	2点	•	•	•	つを選択
企業の技術力	E 企業の社会性					
カ	E1 災害防止活動等の協定	1点	0	0	0	
	E2 障害者雇用	1点	0	0	0	すべて選択
	E3 子育て支援	1点	0	0	0	y (CEII
	E4 女性技術者の雇用	1点	0	0	0	
	F 企業倫理や信頼性等(減点項目)					
	F1 入札参加停止措置、入札参加除外措置	-1 点	0	0	0	すべて選択
	F2 総合評価の不履行	-1 点	0	0	0	減点項目
	F3 工事成績評定(65点未満)	-1 点	0	0	0	//////////////////////////////////////
	G 企業の地域性					
	G1 地理的条件	1点	0	0	0	
	G2 ボランティア活動の実績	1点	0	0	0	選択項目
	G3 災害防止活動の実績	1点	0	0	0	医爪块口
	G4 市内下請の選定	1点	0	0	0	
	H 企業の施工能力	,				
	H1 難工事完了実績	1点	0	0	0	
	H2 優秀受注者表彰	1. 5点	0	0	0	
	H3 品質管理関係	1点	0	0	0	
	H4 工程管理関係	0. 5点	0	0	0	
	H5 環境貢献	1点	0	0	0	選択項目
	H6 若手技術者の配置	1点	0	0	0	
	H7 専門性を要する資格	1点	0	0	0	
	H8 県産資材の選定	1点	0	0	0	
	H9 新製品・新技術の活用	1点	0	0	0	
	H10 手持ち工事量	1点			0	
技配	I 配置予定者技術者の技術能力	1				18.4.5
技術置 予	11 工事成績評定	2点	0	0	0	どちらか1
プラー	12 施工経験	2点				つを選択
定技	J 配置予定技術者の専門能力					
術	J1 保有する資格	1点	0	0	0	/3310
者の	J2 優秀技術者表彰	1点	0	0	0	選択項目
	J3 継続教育(CPD)への取組	1 点	0	0	0	

(2) 技術提案の審査・評価

A 定性的技術提案

- ※ 技術提案型Aタイプの場合は、工事内容、課題等に応じ、A1~A4の項目から発注者は必ず1項目以上を選択する。
- ※ 各項目で具体的な課題を発注者が設定し、入札説明書に記載する。
- ※ 採点については、次式のとおり採用された提案数に応じた得点とする。 得点=配点×(採用された提案数/求める提案数)

(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め)

評価項目	評価基準	配点	得点
A1 工程管理の適切 性	工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が 見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	/5
A2 品質管理の適切 性	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など、品質確保のための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	/5
A3 安全管理の適切 性	安全管理を高めるための工夫が見られる。(提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	/5
A4 発注者が指定し た課題への対応 の的確性	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に 関する事項、社会的要請に関する事項等への 対応に工夫が見られる。	5	/5

B 定量的技術提案(技術提案型Bタイプ:必須評価項目)

	評価項目	評価基準	配点	得点
で、	能及び機能向上に関する例) 案による走行騒音の低減量 案による構造強度の増加量 提案による排水能力量の増加量等 対応に関する例) として確保できる幅員等 安全対策) う通行止めなど交通規制日数の短 響) る水質汚濁防止の為の排水の浮遊 る建設機械の騒音の低減量等 の建設廃材の搬出量の低減量等 響) める為の工期の短縮日数等	提に定案よ量価値る評	6	/6
評価項目	評価基準		配点	得点
B2 技術提案を実現	現地の条件に合った適切な方法が 位な工夫がみられ、実現が確実で		4	
するための方法	現地の条件に合った適切な方法が 現が見込まれる。	示され、実	2	- /4
(与条件との整合性、技術的裏	適切な方法が示されてはいないか 込まれる。	、実現が見	1	/ 4
付け等)	上記に該当しない。		О	

- B1 ※ 評価項目数は、1項目以上とし、内容と標準値は発注者が設定する。
 - ※ 「技術提案型Bタイプ」の場合でも、工事の内容により、発注者は適宜、 定性評価項目 A1~A4 を選択評価項目として追加することができる。この 場合において、A1~A4 の配点は、定量評価を重視するときは、引き下げる ことができる。

※ 技術提案の項目に対する採点は、最も優れた提案値に満点、標準値にO点を与え、それ以外の中間の提案値に対する得点は、次式により比例配分で求めるものとする。ただし、提案値が標準値未満のときは、無効とする。

- B2 ※ B1 と B2 を連動させるため、B1 の得点(四捨五入前の得点)により、B2 の得点補正(別表)を行う。
 - ※ (別表)により補正した各者の得点は、小数点以下第2位まで有効とし、 最終的に技術評価点を算出する際に、小数点以下第2位を四捨五入し、小数 点以下第1位止めする。
 - ※ 現地の条件とは、地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等である。
 - ※ 技術提案の実現不可能が判明した場合は、B1 の得点もO点とする。
 - ※ 採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

(別表)

技術提案の得点率範囲	実現方法の補正係数
25%未満	0. 25
25%以上50%未満	0. 5
50%以上75%未満	0. 75
75%以上	1. 0

※ B1技術提案の得点率は、四捨五入前の得点で判断する。

- C 配置予定技術者の技術能力(ヒアリング項目:選択評価項目)
 - ※ C1~C3 については、配置予定技術者に対するヒアリングにより判断する。 ヒアリングは、提出された様式に記載のある技術者全員に対して行い、一番低い評価となった配置予定技術者の得点を採用する。

評価項目	評価基準	配点	得点
C1 技術者の専門技 術力	過去に経験した同種工事について中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が 具体的に説明できる。	1	/1
C2 当該工事の理解 度・取組姿勢	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	1	/1
C3 技術者の対応能 力	当該工事について近隣住民などの第三者に対して、工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	1	/1

- C1 ※ 評価項目は、以下のア又はイの条件に該当する場合に設定する。
 - ア 配置予定技術者の過去に経験した工事を公告上の参加資格要件とした。
 - イ 総合評価方式の評価項目で配置予定技術者の施工経験を設定した。

(3) 企業の技術力の審査・評価

- D 企業の技術能力(必須評価項目)
 - ※ この項目については、D1 又は D2 のうち、発注者はどちらか一方を選択する。

評価項目	評価基準	配点	得点
D1 工事成績評定	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 82点以上	2	
	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 80点以上82点未満	1. 5	
	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 78点以上80点未満	1	/2
	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 76点以上78点未満	0. 5	
	上記に該当しない。(実績がない)	0	
D2 施工実績	過去15年度間に近隣において、類似の公共 工事の施工実績がある。 ただし、JV(特定・経常)での実績の場合は、 代表構成員の場合のみ対象とする。	2	
	JV(特定・経常)での実績の場合で構成員(代表構成員を除く)が、過去15年度間に近隣において、類似の公共工事の施工実績がある。	1	/2
	上記に該当しない。	0	

- D1 ※ 当該工事の発注業種(29業種)と同業種の過去の川越市発注工事の成績 評定を対象とする。なお、当該業種の川越市における過去2年度間の工事成 績評定の実績がない場合は、この評価項目は除く。ただし、発注者は「複数 の業種を選択」するなど、評価対象を設定することもできる。
 - ※ JV (特定・経常) での成績評定も対象とする。(代表構成員の場合のみ)
 - ※ 評価対象期間は、過去2年度間に完成した工事とする。
 - ※ 建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。
- D2 ※ 元請負人の実績とする。また、川越市発注工事に限らない。
 - ※ 評価対象期間内に完成した工事が対象。発注者は、工事の内容や課題等に 応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
 - ※ 「近隣」の範囲は、工事の都度発注者が定義し、入札説明書に具体的に記載する。なお、特殊工事等においては、近隣の条件を適宜省くことができる。
 - ※ 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

E 企業の社会性(必須評価項目)

※ この項目については、発注者はすべて選択する。

評価項目	評価基準	配点	得点
E1 災害防止活動等	川越市との間に災害協定等を締結している。	1	/1
の協定	上記に該当しない。	0	/1
E2 障害者雇用	以下のいずれかを満たすこと ・「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定 雇用率に1%以上を加えた率で障害者を雇用 している。 ・法定雇用義務はないが障害者を雇用してい る。 「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定 雇用率を満たし1%未満を加えた率で障害者 を雇用している。 上記に該当しない。	1 0. 5	/1
	上山に成当しない。	0	
E3 子育て支援	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。	1	/1
	上記に該当しない。	0	
E4 女性技術者の雇	女性技術者を恒常的に直接雇用している。	1	/4
用	上記に該当しない。	0	/1

- E1 ※ 入札公告日時点において、協力体制を確認できるものとする。
- E2 ※ 入札公告日の直前の6月1日現在において、入札参加者が障害者を雇用しているものとする。
- E3 ※ 入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価する。
 - ※ 配点は、認定区分(プラチナ、ゴールド、シルバー)による差はないものとする。なお、詳細は、埼玉県ホームページ「多様な働き方実践企業認定制度について」を参照のこと。
- E4 ※ 入札公告日時点において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用をされている者とする。
 - ※ 女性技術者とは、建設業法第7条第2号または同法第15条第2号に規定 する専任の技術者になりえる女性技術者をいう。実務経験をもって有資格と する場合、実務経験の証明の提出をもって確認する。なお、入札公告日時点 において、資格等が有効であるものとする。

- F 企業倫理や信頼性等(減点項目)(必須評価項目)
 - ※ 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合には、「虚偽記載」とする。
 - ※ 同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

評価項目	評価基準	配点
F1 入札参加停止措 置	過去2箇年に川越市において入札参加停止措置又は入札 参加除外措置を受けた。	-1
入札参加除外措 置	上記に該当しない。	О
F2 総合評価の不履 行	過去2年度間に川越市が発注した総合評価による公共工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかったことがある。	-1
	上記に該当しない。	0
F3 工事成績評定	過去2年度間に川越市発注工事において、工事成績評定の評点が65点未満の工事がある。	<u>-</u> 1
(評点65点未満)	上記に該当しない。	Ο

【補足説明】

F1 ※ 「川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱」による入札参加停止措置又は「川越市建設工事等暴力団排除措置要綱」による入札参加除外措置をいう。

G 企業の地域性(選択評価項目)

評価項目	評価基準	配点	得点
G1 地理的条件	本店の所在地が川越市内である。	1	
	営業所の所在地が川越市内である。	0. 5	/1
	上記に該当しない。	0	
G2 ボランティア活	過去2年度間に公共施設管理へのボランティ ア活動を行った。	1	/1
動の実績	上記に該当しない。	0	, ,
G3 災害防止活動等 の実績	川越市内において、川越市の求めにより過去 5年度間に災害防止や復旧及び除雪の協力活 動を行った。	1	/1
	上記に該当しない。	0	
G4 市内下請の選定	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を本店の所在地が川越市内である者から1者以上選定する。 ・本店又は営業所の所在地が川越市内であり、すべて自社で施工する。	1	/1
	下請負人を営業所の所在地が川越市内である者から1者以上選定する。	0. 5	
	上記に該当しない。	0	

- G2 ※ 川越市又は埼玉県の施設管理(川越市内に限る。)に関するボランティア活動の実績(道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、川越市又は埼玉県との協定書や川越市又は埼玉県からの感謝状等により実施を確認できるものに限る。)とする。なお、実績は、原則として企業単体で実施したものを評価対象とする。
- G3 ※ 川越市との協定に基づく協力活動に限る。なお、建築工事等においては、 この実績の評価は原則として選択しない。
- G4 ※ 下請負人とは、建設業許可を受けかつ、受注者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価の対象外とする。
 - ※ 下請企業数が多いと想定される工事など必要に応じ、市内企業から選定する割合を設定することができる。

H 企業の施工能力(選択評価項目)

評価項目	評価基準	配点	得点
H1 難工事完了実績	過去3年度間に川越市又は埼玉県が指定した 難工事の完了実績がある。	1	/1
	上記に該当しない。	0	/
H2 優秀受注者表彰	過去3年度間に川越市優秀受注者表彰を受けたことがある。	1. 5	/
	上記に該当しない。	0	1. 5
H3 品質管理関係	ISO9001 の認証を取得している。	1	/ 4
	上記に該当しない。	0	/1
H4 工程管理関係	過去1年度間に川越市発注工事において全工 期にわたって、4週8休以上を確保する工程 管理を行って完成させた。	0. 5	0. 5
	上記に該当しない。	Ο	0. 5
H5 環境貢献	「ISO14001 認証」、「エコアクション21認証・登録制度」又は「埼玉県エコアップ認証制度」のいずれか認証を取得している。	1	/1
	上記に該当しない。	0	
H6 若手技術者の配	40歳未満を当該工事の主任(監理)技術者に 配置する。	1	
置	40歳未満を当該工事の現場代理人に配置する。	0. 5	/1
	上記に該当しない。	Ο	
H7 専門性を要する	当該工事に有効な資格(OO士)を保有する者 を配置する。	1	/ 4
資格	上記に該当しない。	0	/1
H8 県産資材の選定	主要な資材を県産資材から選定する。	1	/1
	上記に該当しない。	0	/ I
H9 新製品・新技術 の活用	自社の製品や技術を国土交通省の新技術情報 提供システム(NETIS)又は埼玉県の新製品・ 新技術紹介制度に登録している。	1	/1

評価項目	評価基準	配点	得点
	令和3年度まで実施していた埼玉県の New-ProTech (新製品・新技術マッチングモデル事業)に採用され、有効性が確認されている又は NETIS に登録のある製品・技術を選定する。	0. 5	
	上記に該当しない。	0	
H10 手持ち工事量	市発注工事(業種:00)の手持ち工事量比率 0.5未満又は契約年度の受注が無い。	1	
	市発注工事(業種:OO)の手持ち工事量比率 O.5以上1.0未満。	0. 5	/1
	市発注工事(業種: OO)の手持ち工事量比率 1. O以上又は過去3年度間の受注がない。	0	

- H1 ※ 川越市が指定した難工事については、業種を問わない。
 - ※ 埼玉県が指定した難工事については、埼玉県発注課所を問わない。
- H2 ※ 川越市優秀受注者表彰については、業種を問わない。
 - ※ JV (特定・経常) での表彰も対象とする。(代表構成員の場合のみ)
- H3 ※ 入札公告日時点において、入札参加者が取得しているものとする。
- H4 ※ 「4週8休」とは、契約工期の間、4週ごとに8日以上の休工日(現場において従事する者がいない日)を設けることとする。
 - ※ 「4週8休以上」とする施工計画書に基づき現場管理を行った工事を評価する。
 - ※ 対象工事は、川越市週休2日制モデル工事試行対象工事とする。
- H5 ※ 入札公告日時点において、入札参加者が当該認証等を受けているものとする。
 - ※ 詳細は、埼玉県ホームページ「埼玉県エコアップ認証制度」を参照のこと。
- H6 ※ 配置する若手技術者は、入札公告日時点において40歳未満で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用をされている者とする。
 - ※ 主任技術者又は監理技術者の資格要件とは、建設業法第7条第2号または 同法第15条第2号に規定する資格をいう。実務経験をもって有資格とする 場合、実務経験の証明の提出をもって確認する。なお、入札公告日時点にお いて、資格等が有効であるものとする。
- H7 ※ 入札公告日時点において、資格が有効であるものとする。
 - ※ 発注者は当該工事の特性に応じて、舗装施工管理技術者、コンクリート主任技士、コンクリート診断士等を設定する。(J1の資格等を除く。)
- H8 ※ 主要な資材は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。
 - ※ 県内で1社しか製造していない資材は原則として指定しない。
- H9 ※ 入札公告日時点において、NETISや県の新製品・新技術紹介制度に登録しているものとする。ただし、「NETIS掲載期間終了技術リスト」又は県の「過去に紹介した新製品・新技術一覧表」への掲載に移行されたものは評価対象としない。

- ※ 「発注者提案型」と「応募者提案型」いずれのタイプでも評価の対象とす る。
- ※ 入札公告日時点において、「有効性を確認」又は「評価できる」と事後評価された製品・技術を、工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに選定する場合に評価対象とする。ただし、一定の条件や意見等を付した上で有効性を確認・評価されたもの又は掲載期間が終了した製品・技術(掲載期間は評価を通知した翌年度から5年度間)は評価対象としない。
- H10% JV入札又はJV混合入札においては設定しない。
 - ※ 手持ち工事量は、コリンズデータに登録されている契約金額により集計する。
 - ※ 発注者が必要に応じ業種を設定できるものとする。
 - ※ 手持ち工事量比率=(当該年度受注額)÷(過去3年度間受注額の平均) 当該年度受注額とは、発注年度の4月1日から本工事の公告日までに受注し た工事の契約金額の合計とする。

共同企業体の受注実績は当該共同企業体の実績であるため、各構成員個々の受注実績にはカウントしない。

繰り越した工事の場合、契約年度に受注額を計上する。変更増減額も同様とする。

継続費又は債務負担行為に基づく契約の場合、契約年度受注額及び過去3年間の平均受注額は、各年度の支払限度額を用いる。

毎年4、5、6月に公告する案件については、当該年度受注額は公告日の前年度の実績を評価対象とする。

- (4) 配置予定技術者の技術力の審査・評価
 - I 配置予定技術者の技術能力(必須評価項目)
 - ※ [1 又は [2 のうち、どちらか一方を選択する。
 - ※ 配置予定技術者の「工事成績評定」及び「施工経験」は、元請負人の主任 技術者、監理技術者又は現場代理人として全工期に亘って従事した工事のみ 評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	得点
I 1 工事成績評定	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 82点以上	2	
	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 80点以上82点未満	1. 5	
	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 78点以上80点未満	1	/2
	川越市発注工事の過去2年度間の平均点が 76点以上78点未満	0. 5	
	上記に該当しない。(実績がない)	0	
I 2 施工経験	過去15年度間に類似の公共工事の施工実績がある。 ただし、JV(特定・経常)での実績の場合は、代表構成員の場合のみ対象とする。	2	
	JV (特定・経常) での実績の場合で構成員 (代表構成員を除く)が、過去15年度間に 類似の公共工事の施工経験がある。	1	/2
	上記に該当しない。	О	

- | 1 ※ 過去に従事した、全ての業種(29業種)の川越市発注工事の成績評定を 対象とする。
 - ※ 発注者は、当該工事が成績評定を省略することができる工事である場合、 この評価項目は除く。
 - ※ JV (特定・経常)での工事成績評定も対象とする。(代表構成員の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての評定のみ)
 - ※ 評価対象期間は、過去2年度間に完成した工事とする。
 - ※ 建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読みかえる。
- 12 ※ 発注者は工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
 - ※ 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

J 配置予定技術者の専門能力(選択評価項目)

評価項目	評価基準	配点	得点
J1 保有する資格	1級〇〇施工管理技士、1級建築士、技術士 (〇〇部門)又は専門資格〇〇〇のいずれか を保有している。	1	/1
	上記に該当しない。	0	
J2 優秀技術者表彰	過去5年度間に川越市優秀建設技術者表彰を受けたことがある。	1	/1
	上記に該当しない。	0	/
J3 継続教育(CP D)への取組	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位以 上を取得している。	1	
	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位の 1/2以上(かつ推奨単位未満)を取得してい る。	0. 5	/1
	上記に該当しない。	0	

- J1 ※ 入札公告日時点において、資格が有効であるものとする。
 - ※ 建設業法により、当該工事の発注業種(29業種)の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。
 - ※ 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。
- J2 ※ JV (特定・経常) での表彰も対象とする。(代表構成員の場合のみ)
 - ※ 過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。
- J3 ※ 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。
 - ※ 推奨単位を定めている団体等の継続教育(CPD)を評価対象とする。

7 提出を求める技術資料の内容の明示

発注者は、総合評価方式によって入札を行う場合は、入札公告にその旨を明記するとともに、技術資料提出時に明示すべき事項を入札説明書に記載する。 なお、入札説明書の記載例を以下に示す。

- (1) 工事の概要
- (2) 総合評価方式の型
- (3) 技術資料の提出期間
- (4) 入札に関する日時
- (5) ヒアリングの有無
- (6) 総合評価に関する事項 入札の評価に関する基準(評価項目・評価基準)
- (7) 落札(候補)者の決定方法
- (8) 不適切な事項に対する措置について
 - ※ 技術提案内容の不履行の場合における措置(再度の施工義務、違約金、工事 成績評定の減点等を行う旨)
- (9) 入札後に配置予定者の当該工事への従事が出来なくなった場合の対応
- (10) 評価状況に関する情報提供
- (11) 実施上の留意事項
- (12) 技術資料の提出方法
- (13) 技術資料の提出先・問い合わせ先

8 技術評価

(1) 技術資料の記載事項の確認

入札参加者から提出された評価項目ごとに定められた様式に記載された内容を 添付資料等により確認する。

※ 技術資料提出後の技術資料の修正や追加提出は認めない。

(2) 評価値の算出

ア 除算方式

技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する。

評価値の最大のものの整数部が4桁になるように位取りを調整したうえで、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位止めとする(全部で7桁)。

イ 加算方式

価格評価点に技術評価点を加算して、評価値を算出する。

価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位止めとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

(3) 不適正な事項に対する措置

- ア 入札説明書で定めた技術提案書等の資料を提出しない者は無効とする。
- イ 技術提案型Bタイプの評価項目において、提案値が標準値未満の者は無効と する。
- ウ 加算点(技術評価点)がマイナスの者は無効とする。
- エ 提出された技術資料が不誠実(他者の技術資料の丸写し、技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみでの場合)である者は無効とする。
- オ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する 評価項目の得点を与えない。
- カ 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当が ない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、無効とする。

(4) 評価値決定時の留意事項(1/3 失格基準)

技術評価に関し、以下のア、イ両方に該当する入札参加者は無効とする。

- ア 技術評価の「加算点」(除算方式) 又は「技術評価点」(加算方式) が、当該 工事における「加算点」(除算方式) 又は「技術評価点」(加算方式) の最も高 い有効参加者の 1/3 以下。
 - ※ 有効参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、取り抜け、不適正事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。
- イ 技術評価点の「順位」が、有効入札参加者の下位 1/3 以下。なお、有効参加者数が2者以下の場合はこの基準は適用しない。

ただし、予定価格超過、失格基準価格未満、事後審査による入札参加資格の欠格、低入札価格調査による失格、技術者配置不可通知による無効により、最終的に落札候補者が1者もいなくなった場合には、この1/3失格基準の適用を解除する。

9 落札候補者の決定方法等

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とする。ただし、川越市建設工事低入札調査実施要綱及びその他の規定に基づく失格者は落札候補者としない。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

(1)において、「評価値」の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点が最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値及び技術評価点が同点であった場合は、くじ引きとする。

(3) 配置予定技術者の配置不可通知

落札候補者は、配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、 先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者 通知日の翌日までに発注者に対して、辞退届を提出すること。

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行う。

10 履行確認

受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は、全て履行の対象とする。ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、この限りではない。詳細については、市ホームページの「技術資料の履行確認について」を参照のこと。

11 技術資料の内容の不履行及び虚偽記載に対する措置

(1) 技術資料の内容の不履行

ア 発注者は、様式「技術資料の履行について」を受理した際に技術資料の内容 を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する 評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に 応じた金額(配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上 限とする。)を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の 減点(-5点、2項目以上は-10点)を行う。

なお、受注者は、このことにより入札参加停止措置を受けることがある。

- イ 技術資料の内容の履行に際して、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、アの規定を適用しない。
- ウ 発注者は、配置技術者の変更に際して、病気、けが、退職、死亡など予測不可能なやむを得ない事情で変更を認める場合は、不履行とみなさない。

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、 虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、 虚偽記載とみなす。その際、受注者は、違約金として、請負代金額の5%を支 払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点(-5点、 2項目以上は-10点)を行う。

受注者は、このことにより入札参加停止措置を受けることがある。

イ 配置技術者を変更としようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料又は変更後の配置技術者が変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用する。

12 中立かつ公正な評価の確保(学識経験者の意見聴取)

総合評価方式の適用により、技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公平な審査・評価を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4の規定により、次の場合について、あらかじめ2人の学識経験者の意見を聴くものとする。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 意見を聴く必要がある場合に、当該落札者を決定しようとするとき。
 - ※ (2)の意見を聴く必要がある場合とは、(1)の意見聴取において、併せて、落 札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうか確認し、 必要があるとの意見が述べられた場合をいう。
 - ※ 学識経験者の意見聴取については、県職員の面接により意見聴取を行うも のとする。

13 総合評価方式に係る公表等

(1) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の承諾を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(2) 情報提供

ア 入札前

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において、落札者決定後、速やかに以下の事項について情報公開する。

(ア) 業者名

- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値